Ｎ０２５　トルキングアーチ（１本につき）　350点
Ｎ０２６　附加装置（１箇所につき）
１　パワーチェイン　20点
２　コイルスプリング　20点
３　ピグテイル　20点
４　アップライトスプリング　40点
５　エラスティクス　20点
６　超弾性コイルスプリング　60点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
Ｎ０２７　矯正用ろう着（１箇所につき）　60点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
Ｎ０２８　床装置修理（１装置につき）　234点
注　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれる。
第２節　特定保険医療材料料
区分
Ｎ１００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数
注　特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。
第14部　病理診断
通則
１　病理診断の費用は、各区分の所定点数により算定する。
２　第14部に掲げる病理診断・判断料以外の病理診断の費用の算定は、医科点数表の例による。
区分
Ｏ０００　口腔病理診断料（歯科診療に係るものに限る。）
１　組織診断料　450点
２　細胞診断料　200点
注１　１については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号Ｎ０００に掲げる病理組織標本作製、医科点数表の区分番号Ｎ００１に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、医科点数表の区分番号Ｎ００２に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製若しくは医科点数表の区分番号Ｎ００３に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月１回を限度として算定する。
２　２については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号Ｎ００３－２に掲げる術中迅速細胞診、医科点数表の区分番号Ｎ００４に掲げる細胞診の２により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月１回を限度として算定する。
３　当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、医科点数表の区分番号Ｎ０００からＮ００４までに掲げる病理標本作製料は別に算定できない。
４　口腔病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
イ　口腔病理診断管理加算１
⑴　組織診断を行った場合　120点
⑵　細胞診断を行った場合　60点
ロ　口腔病理診断管理加算２
⑴　組織診断を行った場合　320点
⑵　細胞診断を行った場合　160点
Ｏ００１　口腔病理判断料（歯科診療に係るものに限る。）　150点
注１　行われた病理標本作製の種類又は回数にかかわらず、月１回を限度として算定する。
２　区分番号Ｏ０００に掲げる口腔病理診断料を算定した場合は、算定できない。
第３章　経過措置
１　第２章の規定にかかわらず、区分番号Ｂ００４－１－２の２に規定する診療料は、平成29年３月31日までの間に限り、算定できるものとする。
２　第２章の規定にかかわらず、区分番号Ｍ０１４に規定する診療料は、平成28年６月30日までの間に限り、算定できるものとする。
３　旧算定方法別表第二区分番号Ｈ０００の注１本文及び注４の規定については、平成28年３月31日においてこれらの規定の適用を受ける患者に限り、なおその効力を有するものとする。
４　平成28年３月31日において旧算定方法別表第二区分番号Ｈ０００の１のロ、２のロ若しくは３のロ又は注４のイの⑵、同ロの⑵若しくは同ハの⑵の規定の適用を受ける患者に対する区分番号Ｈ０００－３の注１から注４までの規定の適用については、注１については、「廃用症候群の診断又は急性増悪から120日以内」とあるのは、「発症、手術又は急性増悪から180日以内」、注２については、「当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪」とあるのは、「それぞれ発症、手術又は急性増悪」、注３については、「当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪」とあるのは、「それぞれ発症、手術又は急性増悪」、注４については、「廃用症候群の診断又は急性増悪から120日」とあるのは、「発症、手術又は急性増悪から180日」とする。